

親 権

2008年9月9日

東北大学大学院法学研究科准教授

久保野 恵美子

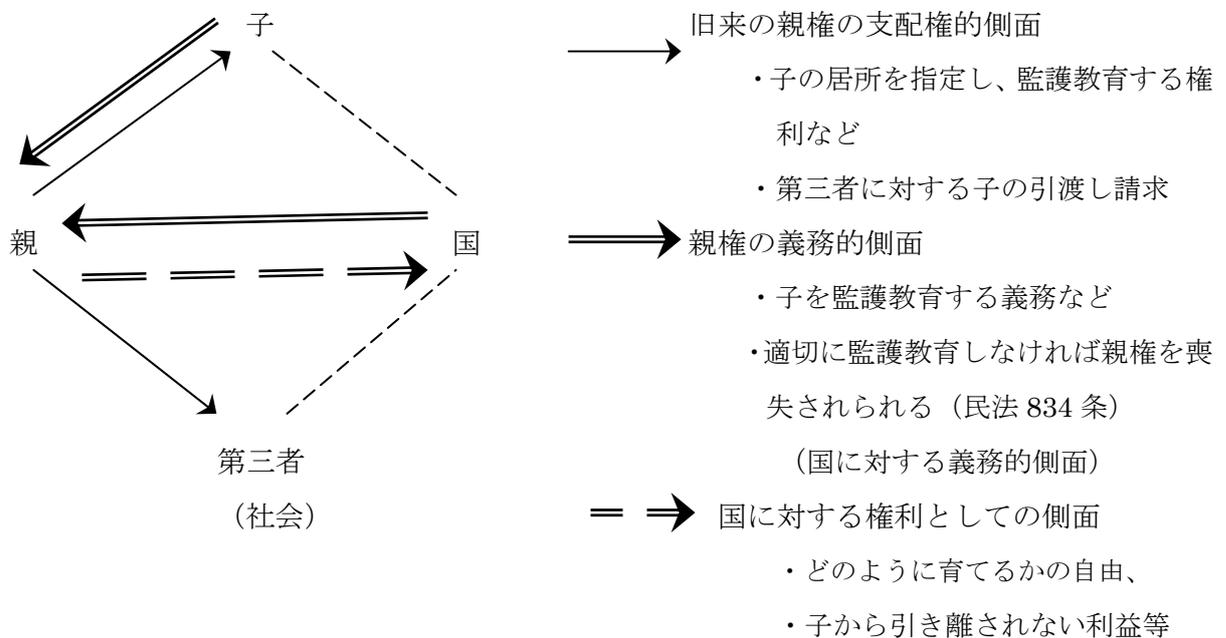
1. はじめに

2. 親権および親子間の法的効果 — 審議会に出てきている論点との関係で

(1) 親子間の法的効果の諸側面

- 身上監護 監護・教育（民法 820 条）、居所指定（民法 821 条）、懲戒（民法 822 条）
 - 財産管理 契約に対する同意、代理（民法 824 条）
 - 面接交渉 （民法 766 条（およびその類推））
 - 婚姻に対する同意（民法 737 条）
 - 養子縁組の代諾（養子となる者が 15 歳未満のとき、民法 797 条）
 - 扶養（民法 877 条から 880 条又は 820 条）
- } 親 権

(2) 親子間の法的関係の構造



※子どもが親や国に対して何を請求する権利を有するのか、社会の一般の人々が国に対して子どもを保護するように請求できるのかについては解釈が未確立であるため、上図には明示していない（ はそれらの側面の一部を示している）。

3. 親が適切に行動しないときの対応 — 質問項目 1 関連

(1) 原因の多様性 (別添 1 参照)、態様の多様性

児童法 2 条 1 号 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2 号 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

3 号 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

4 号 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(条文の一部を省略してある)

(2) 我が国における法的対応のしくみ

1) 制度

・親権喪失 (民法 834 条)

・行政的対応 (児童福祉法、児童虐待防止法)

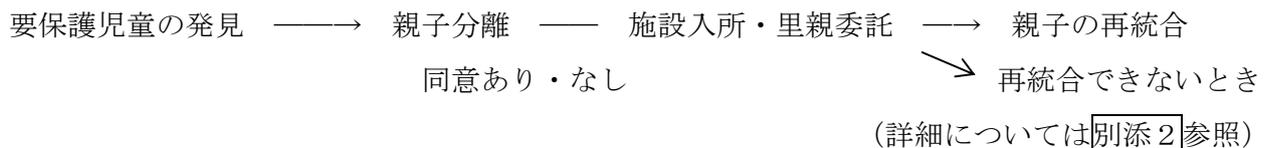
一時保護 (緊急の場合に親権者の同意や家庭裁判所の承認なくできる (児福法 33 条))

親権者の同意を得ての措置 (在宅指導、里親委託又は施設入所 (児福法 27 条 1 項 2、3 号))

家庭裁判所の承認による措置 (内容は親権者の同意を得る場合と同じ (児福法 28 条))

※児童福祉法上の「児童」は 18 歳未満の者 (同法 4 条 1 項)

2) ケースの流れ—親子の分離を伴う場合



3) 問題の所在

真に子どもの利益を実現するための、親の地位と国による児童の保護との微妙で困難な調整

・「親がダメなら代わりに国が育てれば良い」という考え方はとれない。

{ 「親子の再統合」という目標 (児童法 4 条 2 項、11 条 1 項) — 子どものため
親 (子) の固有の利益
提供されうる社会的養護の種類、質、量の問題 (施設、里親)

→ どの国でも苦勞をしている微妙で困難な調整

親の不当な行動を効果的に抑えつつ、再統合を視野に入れて親子の関係を制御する。

親子の再統合を目指しつつ、必要に応じて見切りをつけ、代替的環境を用意する。

4) 特徴と問題点

特徴：行政上の措置が採られた場合の当該措置と親の有する権限との関係が法律で（解釈によっても）明確に定まっておらず、上記の微妙で困難な調整のほとんどが行政による裁量的判断に任されている。（親権喪失については、家庭裁判所が民法 834 条所定の基準に従って判断）

- ① 児童の引き取り、面会・通信（児虐法 12 条、12 条の 2、12 条の 4）
 - ・家庭の状況が危機的であれば、親からの引取りには応じることができない。
 - ・他方で、再統合を視野に入れば、面会・通信を断ってしまうことには問題もある。
- ② 保護者への指導（児虐法 11 条）
 - ・再統合を促進するには親への指導が必要になる。
 - ・親が任意に応じないとき、国は何を根拠に親の養育に対して指導できるのか。
- ③ 措置解除（親子分離を解消し、再統合をする）
 - ・親や子には、国に引き離されることなく親子で過ごす固有の利益があるのではないか。
 - ・どのような条件を整えば、子どもを家に帰してよいのか。逆に、どのような場合には再統合を断念するのか。その場合に、どのような代替的環境を用意するのが子の利益に適うのか。
 - ・親は、一定の状況を整えば、子と再統合させもらえるよう要求できないのか。

問題点：親子分離の措置（同意あり（児福法 27 条）、同意なし（児福法 28 条））によって、親の地位（権利・義務）はどのような影響を受けるのか。

- ・施設の長は監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる（児福法 47 条）→「問題は、施設長はなぜ「必要な措置」をとれるのか」

- ・親権者の同意に基づく措置のとき
 - （一般的な説明）親権者による監護教育の委託
 - （なお残る疑問）措置の内容や、面会・通信、監護・教育につき親権者の意向に反することはできないはずではないか。
- ・家庭裁判所の承認による（親権者の同意がない）措置のとき
 - （ある一つの説明）親権者の監護権を制限するものとの解釈もある
 - （この解釈への疑問）
 - ・児福法を根拠として行政による措置を承認するという形式と整合するかどうか。
 - ・面会・通信や再統合の可否を裁量に任せる形で児童福祉行政機関に親権を部分的に与えることが妥当であるかどうか。

評価：

- ・危機的な状況に緊急に介入し子どもの生命を救うという、優先的な課題は達成しつつある。

- ・真に子どもの利益を実現するための、親の地位と国による児童の保護との微妙で困難な調整を図るしくみは未だ十分に用意されていない（児童福祉行政において、個別事例ごとの事情に応じて柔軟に専門性が発揮されるための人的、物的資源も不十分）。

5) 諸外国の例 別添3を参照。

4. 契約同意・婚姻同意・扶養 一質問項目 3、4 関連

(1) 契約についての同意（民法 5 条、824 条）－未成年者の行為能力の制限

- ・未成年者が契約を結ぶには親権者の同意を得る必要があり、同意なしになされた契約は取り消しができる。
- ・親権者は未成年者に代理して、未成年者を当事者とする契約を結ぶことができる。

(2) 婚姻についての同意（民法 737 条）

同意権者

- ・父母（親権者には限らない）による同意
（参考：1947 年の民法改正前には子が 25 歳（女）/30 歳（男）になるまでは同意を要した）
- ・親権者がいない場合に未成年者に付される後見人の同意は不要（一般的な理解）

趣旨

- ・社会経験の浅い未成年者の軽率な婚姻を防止し未成年者を保護するため。

未成年者の婚姻の効果

- ・成年とみなされる（民法 753 条）。その結果、契約を単独で結べる行為能力が認められることになる。

未成年と身分にかかわる行為

- ・婚姻の自主性尊重（憲法 24 条）
- ・認知（民法 780 条）をするための年齢制限はない。
- ・遺言、養子縁組は 15 歳に達すれば未成年者も単独でできる（民法 961 条、797 条）。

(3) 扶養

親の未成熟子に対する扶養の根拠（争いがある）

- ・「直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある」とする条文（民法 877 条）を根拠とし、なかでも未成熟子に対する親の扶養義務をより高度なものとして位置づける。
- ・親権（とくに民法 820 条）を根拠とする。子が成人したら一般的な扶養義務を負うにとどまる。

家庭裁判所での審判例

父母の離婚後の子に対する扶養料の支払いの期限が問題となる時、高校卒業までとするもの、成人までとするもの、大学卒業までとするものなどがある。

- ・未成年であっても親の高度な扶養の対象から外れ、逆に成年に達してもそのような扶養の対象であるとされることがあり、成年年齢と親からの高度な扶養の有無とは直結しない。

5. 若年成年者保護制度

(1) フランス

- ① 両親の各々は、自らの資力、他の親の資力、さらには子の必要に応じて、子の養育及び教育につき分担するが、この義務は、子が成年となった時に当然には消滅しない（民法 371 条の 2）（判例によれば、子が未成年解放されたときも同様である）。
- ② 1974 年の 21 歳から 18 歳への成年年齢引き下げに伴って 21 歳未満の成人又は解放された未成年者を対象とする二つの制度が導入された。

- ・若年成年者保護（Protection des jeunes majeurs（Décret n 75-96 du 18 février 1975）

社会への統合に重大な困難があることを証明した者は、司法的保護の措置の延長又は編成を児童裁判官に請求することができる。

措置の内容：観察、解放環境における教育扶助、教育や職業訓練の施設への入所

- ・危機児童の社会的保護（Protection sociale de l'enfance en danger（Décret n 75-96 du 18 février 1975）

十分な資源や家族の援助が足りないために社会的組み入れに重大な困難があることを証明したときには、適当な入所措置又は教育扶助を県に対して求めることができる。

(2) イギリス

- ・Children(Leaving Care)Act 2000 による 1989 年児童法の改正（同法 23B 条～24D）
- ・自立した地域生活への移行に困難のある若者（16 歳以上 21 歳未満）を援助するために、地方当局の責務を実質的に増強。彼らの多くは頼るべき家族がないとの認識を背景とする。
- ・雇用、教育、訓練について、若者に助言や援助を行う。具体的には、適当な住宅の確保、職場に近い場所に住むための出費への援助、教育や訓練の経費の助成など。
- ・それぞれの対象者に対して個人的助言者が配置され、その助力により計画（Pathway Plan）が作成され、個人的助言者が対象者との連絡を保ち、計画が遂行されるのを担保する。

(3) ドイツ

- ・1991 年児童ならびに少年援助法により通常の援助では自立できない若年成年者たちへの援助が導入された。
- ・同法 41 条 若年成年者のための援助、事後の世話

概略：若年成年者に対し、人格発展ならびに自己責任を負った生き方に向けた援助が、若者の個人的事情に基づき必要である場合に、かつその限りで行われる。援助は、通常、満21歳になるまでの間のみに行われる。(1項)

援助の内容：第27条〔教育援助〕3項〔教育学的給付およびそれと結びついた治療上の給付の供与、教育および就労措置〕ならびに4項〔施設もしくは養育家庭に滞在中に自らの母となった場合の、その子の世話と教育における支援〕、および第28条〔教育相談：個人的問題および家族に関する問題とその根底にある諸要因の解明と克服の際、教育問題の解決の際、別居と離婚の際に、子本人、父母ならびにその他の教育権者を支援〕ないし30条〔教育補佐人、世話援助者：発達問題を克服する際に、可能な限り社会環境を考慮に入れて支援し、家族との生活関係を維持しつつその自立を促進〕、33条ないし36条〔里親養育、入所型の施設での教育援助、その他の世話を受ける居住形態での教育援助、集中的な社会教育学的個別の世話、参加、援助計画〕、第39条〔扶養給付〕ならびに第40条〔疾病扶助〕(2項)

(4) 日本

- ・里親委託、入所措置の「社会生活に順応することができるようになるまで」の継続（児童が満20歳に達するまで）（児福法31条2項）。
- ・児童自立生活援助事業：措置解除後の相談、日常生活上の援助、生活指導、就労支援（児童が満20歳に達するまで継続可能（児福法6条の2・1項、27条7項、31条4項））。

6. まとめ ー成年年齢との関係について

以上